

監査等の種類（監査・審査・検査）

種 類	根 拠 法 令	内 容
定期監査 (財務監査)	地方自治法 199 条第 1 項、第 4 項	予算の執行、収入、支出、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかなどについて定期的に監査します。
行政監査	地方自治法 第 199 条第 2 項	市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを監査します。
財政援助団体等の監査	地方自治法 第 199 条第 7 項	市が補助金、交付金等の財政援助を与えている団体、基本財産の 4 分の 1 以上を出資している団体、公の施設の指定管理者などに対し、これらの財政援助等に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを監査します。
住民監査請求に基づく 監査	地方自治法第 242 条	職員の財務会計上の行為や怠る事実が違法又は不当であるとして、必要な措置を求める市民からの監査請求に基づき監査を実施します。
決算審査	地方自治法 第 233 条第 2 項 地方公営企業法 第 30 条第 2 項	市長から審査に付された一般・特別会計や公営企業会計の決算その他関係諸表について、計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査します。 市の一般・特別会計や公営企業会計の決算は、この審査による監査委員の意見を付けて、議会の認定に付されます。
基金運用状況審査	地方自治法 第 241 条第 5 項	基金の運用状況について、計数の正確性を検証するとともに、執行状況の適否について、決算審査に合わせて審査します。
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の 健全化に関する法律 第 3 条第 1 項及び 第 22 条第 1 項	市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正確性や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかを審査します。
例月現金出納検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項	会計管理者や公営企業管理者の保管する現金の在高等及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを毎月検査します。